

【自己申告に関する Q&A】

Q1：自己申告義務を負う者はどの範囲か。

A1：自己申告義務の対象者は、「筑波大学における利益相反事例の取扱い第 6 版」の p.5 に例示されていますが、以下のエにあるとおり、非常勤職員も対象となります。

(1) 利益相反ポリシーの対象者

ア 役員

イ 教員

ウ その他の職員

エ 大学院生やポスドクなどのうち、大学と雇用関係にある者（例えば、リサーチアシスタントや研究員など）

参照 URL→

https://coi-sec.tsukuba.ac.jp/wp-content/uploads/Leaflet6_JP202205_COI.pdf

Q2：企業との関係において自己申告の対象となる職員が 3 月末で退職する。自己申告の必要はあるか。

A2：上記 A1 で記載したとおり、本学利益相反規則の対象者は本学と雇用関係にある者です。当該職員は 4 月以降本学と雇用関係がなくなりますので、自己申告の必要はありません。

なお、自己申告書を提出する義務と雇用関係について説明を補足しますと、厳密に言えば、前年度中に 1 日以上本学と雇用関係があつて、かつ、翌年 4 月 1 日～年 5 月 31 日までの間に 1 日以上雇用されている者に申告義務があるということになります。しかしながら、すでに退職している人については、前述の期間（翌年 4 月 1 日～年 5 月 31 日）に在職していても、自己申告書が未提出だからといって実務上の取扱いからいえば退職後に自己申告書の提出を請求するということにはなりません。なぜならその場合には、実務上利益相反マネジメントを行う意義を喪失しているからということになります。